

(案)

姶良国有林の地域別の森林計画書  
変更計画書

[平成28年12月変更]

(姶良森林計画区)

計画期間  
自 平成28年 4月 1日  
至 平成38年 3月 31日

九州森林管理局



## 変更する理由

近年、野生鳥獣の生息域の拡大等を背景に、シカ等の野生鳥獣による造林木の食害や立木の剥皮被害等が深刻化している。

このような中、平成28年5月に森林法が改正され、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域「鳥獣害防止森林区域」を定め、当該区域内における鳥獣害の防止に関する事項を新たに追加するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成29年4月1日より生じる。



## 目 次

II 計画事項	
第4 森林の保全に関する事項	3
3 鳥獣害の防止に関する事項	3
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	3
(2) その他必要な事項	3
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	3
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	3
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	3
(3) 林野火災の予防の方針	3
(4) その他必要な事項	3
第6 その他必要な事項	4
別表2 鳥獣害防止森林区域	4



## II 計画事項



## II 計画事項

### 第4 森林の保全に関する事項

#### 3 鳥獣害の防止に関する事項

##### (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣による被害防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表2のとおり定める。

###### イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣からの被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

保護林等においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

この際、地元行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

##### (2) その他必要な事項

該当なし

### 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

##### (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の早期発見及び早期駆除を図るために、適切な森林の巡視に努めることとする。

##### (2) 鳥獣による森林被害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

##### (3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地域と連携した森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

##### (4) その他必要な事項

該当なし

第6 その他必要な事項

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総 数				8,898.57
市 町 村 別 内 訳	霧島市	ニホンジカ	1011～1013、1015～1026、1042、1044～1062、1065～1067、1070～1074、1078～1089、3055、(横川2、紫尾田1、小脇4、北園6～7、牧園1、3、6)	5,472.57
	姶良市	ニホンジカ	1004～1010、(姶良1～2)	801.24
	湧水町	ニホンジカ	1027～1037、1039～1041、1043、1113～1116、3070～3073、3086～3087、3096、3099	2,624.76